

には、七一条六号の売却不許可事由に該当するとしたものもある（札幌高決平四・六・一五金法一三四五一一四）。なお、競売物件外での自殺（一～三〇〇m離れた山林）について、競売物件に生じた事由ではないから、七五条一項の類推適用はできない（仙台高決平八・三・五判時一五七五一五七）。

代金納付後については、民事執行法五三条にいう「不動産の滅失」に比肩すべき重大な事由があるということはできないとして、売却許可決定取消しの申立てを却下したものがある（東京高決平八・八・七 金法一四八四一七八）。  
（企画調整部調整第二課長）

### 最近の判例から

(7)

## 立地に適合しないログハウス

(千葉地裁一宮支判 平一一・七・一六 判例集未登載)

竹内 俊彦

勝浦湾を一望するログハウスの売買について

て、引渡後八年で雨漏等により住めなくなつたのは、立地に適合しない欠陥住宅であり、

売主業者が販売につき、立地に適合した十分

な耐久性を有する建物を販売すべき注意義務を怠つたとして、不法行為責任を認め、建物代金相当額、取壊・擁壁再築費用等一億円余りの損害賠償を命じた事例（千葉地裁一宮支部の損害賠償を命じた事例（千葉地裁一宮支部 平成二年七月一六日判決 指訴 判例集

未登載）。

### 一 事案の概要

雨漏り発生の原因は、木材の選択の誤り、

木材の耐腐食加工の不備、木材の組立方の誤り、施工の不備等のためと見られたが、加えて本件建物には、外壁に延焼防止機能がない、土台と基礎とをつなぐアンカーボルトが正しい位置に施工されていないうえに、擁壁の下部に横穴が空いている等の欠陥があつた。

Xは、平成八年五月一日、Yに対し、雨漏り等で建物の腐食が進んだ等として、瑕疵担

買主Xは平成三年四月、売主業者Yから、千葉県勝浦市内の土地建物（ログハウス）を、一億二、〇〇〇万円（土地四、四六五万七、八〇〇円、建物七、五三四万二、二〇〇円）で買受け、五月一〇日代金を完済し、平成四年七月三一日入居した。

保責任による売買代金の返還又は不法行為若しくは不完全履行による損害賠償として、一億五、六二二万円の支払いを求めて、提訴した。

Yは、瑕疵担保責任については、一年の除斥期間を経過している等と争つた。なお、Zが補助参加した。

## 二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 瑕疵担保責任については、Xは本件提訴の一年以上前に瑕疵の存在を知つており、Xが訴求をした証拠がないから、除斥期間を経過している。

(2) 不法行為責任については、  
① 本件建物は、引渡後約八年で人が住むにふさわしい建物とは言えない状態であり、建築当初から本件土地の立地に適合しない。  
② Yは、住宅の建築・販売専門業者として、建物の販売の際、設計・材料・工法等からみて十分な耐久性を有し、その土地の気候風土に適合することを確認した上で販売する注意義務があるところ、本件建物は、本件土地が海に面した急斜面

上にあり、風雨の強い場所であるという

立地に適合していないから、Yは本件建

物の販売につき、注意義務を怠つた。

(3) また、本件土地の擁壁は、安全性に欠けている。

(4) 従つて、Yは、不法行為責任を免れない。

(3) 損害については、建物の代金相当額七、五三四万二、二〇〇円、建物・擁壁の取壊費用四二四万六、一五〇円、擁壁再築費用一、八〇四万三、五〇〇円、弁護士費用のうち八〇〇万円、計一億五六三万一八五四円である。

(4) よつて、Yは、Xに対し、一億五六三万

判例では、未だ公刊されたものはない。本件が初めてと思われるが、本件判決は立地に適合したログハウスを販売する注意義務があるとした。判旨は妥当であるが、損害額の認定については、Yが必ずしも十分な主張立証を尽していよいよにも思える。

一、八五〇円を支払え。

## 三 まとめ

近年は、ログハウスが普及しているが、それに伴い、トラブルも増えている。特定紛争案件でも取り上げられたところである（本誌四四号四四頁）。

マンションの建設により鉄道騒音、道路騒音が反射して増大したとして、近隣住民がマ

**最近の判例から (8)**

**マンション建設と反射騒音**

(大阪高判 平一一・三・二四 判タ一〇一—一一五) 伊藤 隆之

ンション分譲業者に損害賠償を請求した事案において、騒音の増加は僅かなもので、受忍